平成２６年（フ）第４０１号
北海道旭川市東３条２丁目４番20号　コーポシャルムＢ203
債務者　水上　俊行
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
北海道雨竜郡沼田町旭町３丁目５番28号
債務者　松村　　一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
北海道雨竜郡沼田町旭町３丁目５番28号
債務者　松村　広美
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０４７号
神奈川県海老名市杉久保北２丁目16番７－103号
債務者　横溝　隆平
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０８号
横浜市旭区中白根２丁目12番31号　横溝ハイツ201
債務者　森　準一郎
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０９号
栃木県真岡市上高間木３丁目25番地５　沢田コーポＡ号
債務者　薄羽美津雄
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０号
栃木県栃木市薗部町４丁目１番53号
債務者　松本　利子
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３１５号
栃木県宇都宮市鶴田町3691番地11
破産者　鈴木　尚美
1　決定年月日　平成27年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３号
千葉県木更津市文京３丁目１番９号
破産者　宝総合計画株式会社
1　決定年月日　平成27年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５０４号
北海道古平郡古平町大字港町34番地
破産者　有限会社カネキチ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８号
宮城県白石市旭町１丁目１番１－206号　ハイツリバーサイド206、破産手続開始決定時の住所宮城県刈田郡蔵王町宮字台46番地34
破産者　伊藤　晴彦
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第４８０号
埼玉県さいたま市桜区大字大久保領家414番地９
破産者　有限会社安保電気工事
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１６号
東京都練馬区南大泉４丁目55番11号
破産者　有限会社コバヤシ機械販売
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１２４号
千葉県四街道市吉岡1386番地
破産者　有限会社岡田水道
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２５号
千葉県四街道市吉岡1386番地
破産者　岡田　　久
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７７０号
東京都日野市百草2096番地ブリージングタウン百草園Ｅ－１－３
破産者　矢澤ひとみ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８４号
愛知県半田市旭町２丁目27番地の１
破産者　株式会社Ｎ－ＫＡテクト
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３５２号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中之浦15番地の１
破産者　有限会社マルダイ
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７４８号
愛知県北名古屋市熊之庄堤下154番
破産者　有限会社マハリカミッション
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部